

施設ごとの概要(市道)

市道成川線(3種5級 V = 20km/h)

- ・成川集落と国道を結ぶ唯一の生活道路として利用されているが、かろうじて乗用車が通行できる程度の未改良区間が残されているため、住民は不便な生活を余儀なくされている。成川集落は、森林に囲まれた自然豊かな環境にある。
- ・事業は、狭隘幅員の解消、視距確保、緊急車両の円滑な通行確保、災害防除などを目的に、一車線改良、現道活用、待避所設置を組み合わせて行う。
- ・整備効果として、生活環境の改善による定住の促進、森林の公益機能を有効に発揮することにより豊かな自然環境の保全を図る。

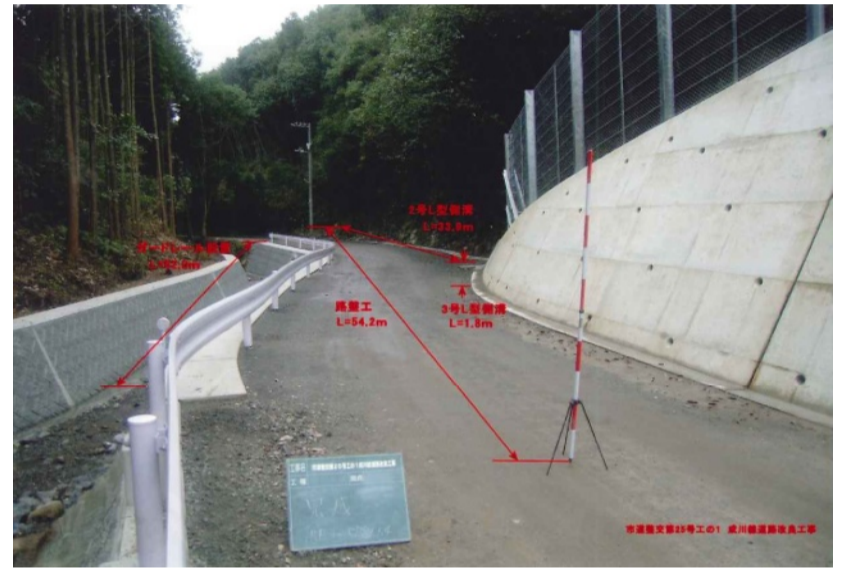
施工前

W = 2.3m



施工後

W = 4.0m



市道法花津中央線・和田線(3種4級 V = 30km/h)

- ・法花津地区の人家連端区域内の骨格となる路線であり、生活道路、バス路線、通学路、青果の集出荷等に利用されている。法花津地区は、かんきつ類を中心とした農業が盛んな地域である。
- ・事業は、大型車(路線バス、青果の集出荷車両、緊急車両)との離合を容易にするために待避所設置を行うものである。
- ・整備効果として、生活環境の改善による定住の促進、効率的な青果の集出荷による農業の活性化を図る。

施工前

歩行者 120人/12h
 自転車 60台/12h
 車両 712台/12h
 (H.20.12.17)

W = 3.5m
 視距 L = 25m



施工後

歩行者 126人/12h
 自転車 70台/12h
 車両 594台/12h
 (H.23.12.13)

W = 2.75 × 2車線
 (全幅6.5m)
 視距 L = 41m



市道岩松線 (3種4級 V = 30km/h)

- ・岩松橋は、歴史ある商業地の岩松地区と、近代化が進み公共機関などが集中している主要幹線道路の国道56号を連絡する市道橋であり、通学路に指定されている。しかしながら現在は、老朽化(大正10年竣工)により大型車(5.5t以上)の通行制限を余儀なくされているほか、歩道がないため歩行者の安全が危ぶまれている。
- ・事業は、老朽化した岩松橋の架替であり、大型車の通行制限解除、生活道路の充実を図るとともに、歩道も設置して歩行者の安全も確保する。
- ・整備効果として、生活環境の改善により定住促進を図るとともに、岩松地区町並み保存計画の区域、津島しらうおまつり会場に隣接しているため観光客も利用しており、利便性の向上により交流人口の増加を図る。

施工前

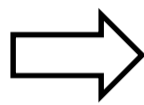
歩行者 58(176)人/12h
 自転車 222(143)台/12h
 車両 1,156(838)台/12h
 (H.19.4.25)

W = 5.5m
 大正10年竣工
 5.5t通行制限
 橋長L = 81.9m

施工後

歩行者 146人/12h
 自転車 211台/12h
 車両 1,733台/12h
 (H.23.12.12)

W = 2.75m × 2車線
 + 歩道2.5m
 (全幅9.0m)
 25t荷重
 橋長L = 88.9m



市道上光満平駄馬線 (3種5級 V = 20km/h)

- ・上光満集落と県道を結ぶ唯一の生活道路として利用されているが、かろうじて乗用車が通行できる程度の未改良区間が残されているため、住民は不便な生活を余儀なくされている。上光満集落周辺は、森林に囲まれた自然豊かな環境にある。
- ・事業は、狭隘幅員の解消、視距確保、緊急車両の円滑な通行確保、災害防除などを目的に、一車線改良、現道活用、待避所設置を組み合わせる。
- ・整備効果として、生活環境の改善による定住の促進、森林の公益機能を有効に発揮することにより豊かな自然環境の保全を図る。

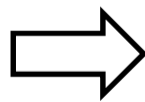
施工前

W = 2.6m



施工後

W = 4.0m



市道新田町宮の下線(3種3級 V = 40km/h)

- ・市街地内で幹線的役割を担う路線であり、付近には小中高の学校や重要な観光資源である天救園と宇和島城もある。
- ・事業箇所以外は改良済(2車線+歩道)であり、事業は、未改良の1車線区間を、前後改良済箇所と同じ規格で拡幅してボトルネック解消を図る。
- ・整備効果として、生活環境の改善による定住促進、幹線的道路網の充実で観光客の利便性が向上することにより交流人口の増加を図る。

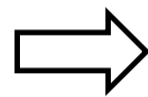
施工前

歩行者 72人/12h
 自転車 432台/12h
 車両 2,261台/12h
 (H.19.7.10) W = 4.8m



施工後

歩行者 545人/12h
 自転車 638台/12h
 車両 1,944台/12h
 (H.20.12.3) W = 3.0m x 2車線 + 歩道2.5m (全幅9.75m)



市道三浦西16号線(3種5級 V = 20km/h)

- ・尾崎集落と県道を結ぶ唯一の生活道路として利用されているが、かろうじて乗用車が通行できる程度の未改良区間が残されているため、住民は不便な生活を余儀なくされている。尾崎集落は、リアス式海岸と森林に挟まれた自然豊かな環境にある。
- ・事業は、狭隘幅員の解消、視距確保、緊急車両の円滑な通行確保、災害防除などを目的に、一車線改良、現道活用、待避所設置を組み合わせで行う。
- ・整備効果として、生活環境の改善による定住の促進、海岸と森林など豊かな自然環境の保全を図る。

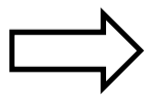
施工前

W = 2.2m



施工後

W = 4.0m

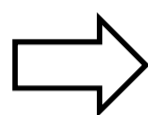


市道中央線(3種5級 V = 20km/h)

- ・本路線は、幹線道路である国道56号の迂回路として機能をはたしている。
- ・道路幅員が3.5mで狭小であり十分な代替機能を発揮出来ていない状況でその改善を図る。また、路線内に架かる保場川橋は、損傷が著しく危険な状態で発見された。保場川橋は平成22年2月取り壊す事態となり地域の住民に不便をかけていた。
- ・整備効果として、生活環境の改善による定住促進、幹線的道路網の充実で観光客の利便性が向上することにより交流人口の増加を図る。

施工前

昭和33年竣工
通行止め、撤去
橋長L = 17.6m
W = 3.5m



施工後

橋長L = 19.4m
W = 5.0m

